

物価高騰臨時交付金

—住民税非課税世帯・こども加算—

支給対象と支給額 基準日 令和6年12月13日

1 令和6年度住民税非課税世帯 一世帯当たり 3万円

2 こども加算 上記の給付対象者と同一世帯の18歳以下のこども1人当たり2万円

- * 対象とならない世帯
 - ・ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯
 - ・ 令和6年1月1日時点で国内に住所がない場合

支給手続き

- 該当世帯には確認書を送付します。内容確認後の返送が必要となります。(3月中予定)
- 令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯、こども加算対象世帯に生まれた新生児については申請が必要です。

* 確認書返送・申請期限等、詳細については町公式ホームページにてお知らせいたします。

○ お問い合わせ 健康福祉課 社会福祉G ☎(84)0006(直通)



守りたい 未来があるから 火の用心

3月1日(出)から7日(金)までは、春の全国火災予防運動の期間です。

火災予防運動は、住民のみなさんに防火に対する意識を一層高めていただき、火災の発生を防止することにより、尊い生命を守り、貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

冬から春にかけては空気が乾燥しやすく、火災が起こりやすい季節です。みなさんの家庭や地域、職場を火災から守るよう、十分に気をつけましょう。

《4つの習慣》

① 寝たばこは絶対にしない、させない

② ストープの周りに燃えやすいものを置かない

③ コンロを使うときは火のそばを離れない

④ コンセントは、ほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

《6つの対策》

① ストープやコンロは安全装置の付いた機器を使用する

② 住宅火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

③ カーテン等は防災品を使用する

④ 消火器を設置し、使い方を確認しておく

⑤ 避難の経路と方法を常に確保し、備えておく

⑥ 防火訓練への参加などにより、地域ぐるみの防火対策をおこなう

《みなさんへのお願い》

春の火災予防運動の期間中は、消防団員が夜間、管轄する行政区を巡回しますので、ご理解・協力をお願いします。

また、火災現場へ行く行為は危険なうえ、消火活動の妨げになりますので、ご遠慮ください。

○ お問い合わせ

生活安全課 防災G
☎(84)3618(直通)

